

## 地方交付税法の一部を改正する法律要綱

### 一 地方交付税の総額の特例

- (一) 地方財政の状況等に鑑み、平成二十五年度の当初予算及び補正予算で地方交付税の総額に加算し、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成二十六年度に繰り越した震災復興特別交付税のうち、同年度の決算において不用となった千四百八十二億八千三百六十九万八千円を減額すること。
- (二) 補正予算により増額された平成二十七年度分の地方交付税について、当該額の一部を同年度内に交付しないで、平成二十八年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとする。

### 二 その他所要の改正